

閲覧用

河内長野市第5次総合計画後期基本計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）に対するパブリックコメント意見一覧

【概要】

令和3年1月15日（金）～令和3年2月14日（日）まで、市内の主な公共施設及び市ホームページにおいて公表し、河内長野市第5次総合計画後期基本計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）に対するパブリックコメントの意見募集を実施しましたところ、1人より11件の貴重なご意見をいただきました。

これらのご意見と、ご意見に対する市の考え方は下記のとおりです。

◆分類について

変更	ご意見を受けて計画（構想、指針、条例など）に変更を加えました。	2件
包含	ご意見の趣旨等は計画（構想、指針、条例など）に含まれています。	3件
参考	ご意見の趣旨等は計画（構想、指針、条例など）に含まれていますが、ご提案内容は今後の取り組みの参考等とすべきと考えます。	4件
その他	ご意見につきましては、計画（構想、指針、条例など）に反映しないものとします。	2件

番号	分類	ページ	ご意見（の概要）	市の考え方□
1	その他	5,18,19,27	第5次総合計画は、計画書としては申し分ありませんが、十分機能しているか疑問です。（5、27ページ）令和7年度末の想定定住人口を、前期基本計画では10万人としていたのを、後期では（数字の前に「約」は不要）9.7万人としていることは安易であり、現時点で、当初（5年前）に想定された10万人を変更すべきでないと考えます。 理由は前期計画では平成37年（令和7年）度末の想定	第5次総合計画前期基本計画（以下、「前期計画」という。）の検証において、各施策の10年後のめざす姿の実現に向けて、想定以上の進捗である「A」から一定の効果が現れ概ね順調である「C」までで9割以上を占めています。 しかし、前期計画の策定後、人口減少及び少子・高齢化が想定以上に進展していることから、これまでの人口推移の実績を基に将来推計を行い、今後の本市の取り組みなどを勘案して人口目標を定めています。

		<p>人口を 96,742 人となるのを 10 万人に引き上げています (10 万人は願望であったかもしれませんが・・・)。前期計画で、中間の平成 32 年 (令和 2 年) 度末の当初の想定人口が 103,569 人で、直近の令和 2 年 12 月末の実際の人口は 103,332 人、大きな差ではなく、言ってみれば射程距離にあります。現時点で想定人口を 3,000 人下げるのは安易だと言わざるを得ません。総合計画が計画としての機能が不十分とも言えます。</p> <p>この数字が単なる想定 (予測) に過ぎないのなら、これとは別に令和 7 年度末の目標定住人口として「10 万人」を設定することを提言します。当初、平成 37 年 (令和 7 年) 度末想定人口が 96,742 人であったのを、諸々の施策を駆使して人口 10 万人を維持しようとしたわけでしょうから、この考え (想い) を尊重すべきでしょう。</p> <p>しかしこの時点で、実際 10 万人を 9.7 万人に下げる案が出たのですから、何らかの検証の結果によって目標を下げたのだらうと思ひ、前期基本計画の検証 (18 ページ) を見ると、各施策について 5 年間の実行状況を所管課で評価した結果が出ています。全体の評価結果は評価「B」 (順調) が 44.7%、評価「C」 (概ね順調であるが一部と取り組みで遅れがある) が 42.7% となっています (19 ページ)。「概ね順調」と評価したということです。もしこの評価が正しいのなら、目標 (想定) 人口を下げる必要</p>	<p>具体的な数値目標については、該当する施策の「◇住みよき指標」に設定しており、令和 7 年度末の人口目標を 10 万人とした場合、合計特殊出生率等の指標について、現状とのかい離が大きく、現実的に達成が困難なものとなることから、第 5 次総合計画後期基本計画 (以下、「後期計画」という。) を実現可能な実効性のあるものとするため、人口目標を、前期計画の 10 万人から後期計画では約 97,000 人に変更するものです。</p>
--	--	---	--

			<p>がないはずですが。それを下げているのだから「検証」に問題があるとみるのが妥当であろうと考えます。</p> <p>逆に本当に順調なら、目標を下げる必要がないはずですが。令和7年度末の目標人口として「10万人」を残すよう強く提言します。</p>	
2	包含	28,29, 162	<p>私の意見・提言の No.1 で、前期基本計画の基本計画の「検証」について問題を提起しましたが、ここでは、この問題と政策の実効性について述べます。</p> <p>計画書の 28～29 ページに、想定人口 100,000 人を維持するための政策として、(1) 出生率の向上 (2) 定住・転入促進 (3) 誰もが住み続けられる地域づくり、が記述されており、それぞれに個々の施策が列記されています。(前期計画でも同じ)</p> <p>そこでまず、この5年間で「出生率はどう変化したか?」「転入・転出数はどう変化したか?」を前期基本計画の検証(18～19ページ)に載せることを提言します。市民の定住意向については、14ページに「『住み続けたい』市民が5割と前回調査と比べ若干低下しており・・・」とあるのでわかります。</p> <p>次に、個々の施策については「順調」だとしても、それが集まって「出生率」や「転出・転入」、「市民の定住意向」にどう反映されたかが検証される必要があります。私の推測ですが、計画最終年度の目標(想定)人口を下</p>	<p>前期計画の検証は、「第5次総合計画前期基本計画の評価」(市ホームページに掲載)としてまとめており、出生率の変化や転入・転出者率の指標について経年の数値を掲載し評価を行っているところです。</p> <p>また、総合計画を着実に推進するため、行政評価を活用したPDCAサイクルによる進行管理を行っており、毎年度、評価を実施し、市民や学識経験者などで構成する行財政評価委員会にて外部の視点を取り入れた仕組みを構築しています。さらにその結果については、決算とともに市議会に報告するとともに、市ホームページに掲載して情報の共有を図っています。</p>

		<p>げたということは、3つの政策に対して検証（Check）が十分行われず、したがってそれに対する対応（Action）がなかったのではないかと考えられます。そこで次の提言です。</p> <p>基本構想の「計画の推進に向けて」（第6章）がもっと機能するよう、つまりPDCAサイクルをもっと厳密に回すために、後期基本計画の「I序論」第2章「基本構想の概要」に第4節として「計画の推進に向けて」を追加しておくべきです。その上で後期基本計画では、PDCAサイクルの周期を決めて、すべての個々の施策および出生率の向上などの統合的政策に対してもPDCAサイクルを回す市政運営を行うべきです。これを全庁的に担当する部署を決め、計画書の中に記述しておくことを提言します。</p> <p>そしてPDCAサイクルの経過を庁内で情報共有し、さらに庁内だけでなく、市民に対しても情報共有すべきだと考えます。こうすることで政策に実効性が加わるはずはずです。総合戦略の「計画の進捗管理（末尾162ページ）」を後期基本計画で使うこともアリです。</p>	
3	参考	109	<p>私の意見・提言のNo.2では、計画の進捗管理（実効性）について述べました。ここでは、具体的な検証で、今最も重要であると思われる件「施策No.36 協働の推進と地域コミュニティ活性化」について述べます。</p> <p>限られた資源の中で、多様化、高度化する市民ニーズに対応し活力あるまちづくりを進めていくためには、市民のみなさんや関係団体、事業者、行政などが、互いに連携・協力し、協働によるまちづくりを進める必要があります。</p>

		<p>これは分野別計画の一つになっていますが、すべての「分野別政策（・地域別政策）を支える政策」の一つとして体系づけられています【第5次総合計画書（冊子）32ページ】。実際、計画書の5ページから107ページまでに「協働」という言葉が28回使われています。しかし、個々の施策・取り組みの中で、これが実効性を持っているかどうか検証されていません。協働は、全体の政策体系の中で、分野別政策、地域別政策、包括的政策を支える役割を担っています。したがって、個々の政策の検証の際に、協働がどの程度実施されたかを検証する必要があります。</p> <p>そこで提言です。各施策（No.1～No.35）の◇施策の展開の表で、「主な取り組み」と「担当課」の間に、「協働」の欄（列）を追加し、検証（Check）し易いようにすることです。もちろん、協働が不要な取り組みもありますから、その場合そこは空白になります。そして協働を手段として用いる施策には、協働の場をどれだけ持ち、その成果はどうであったか？逆に協働がうまく行かなかった場合、それはなぜか？など、取り組みの中に協働そのものに焦点を当てる機会を作ることが必要です。そうすることによって「協働によるまちづくり」が実現するというわけです。もう一つ、施策 No.36 について</p> <p>（引用）＜現状やこれまでの取り組み＞（109ページ）</p>	<p>第5次総合計画では、「協働によるまちづくり」を基本政策に位置付けるとともに、その取り組みを計画的に推進するため、施策 No.36「協働の推進と地域コミュニティの活性化」を定めています。また、第5次総合計画の各施策の取り組みについては、毎年度行政評価を実施するとともに、後期計画の策定にあたっては、前期計画期間全体の評価を実施し、後期計画を策定しています。</p> <p>ご指摘いただきました地域づくりについては、それぞれの地域における状況を踏まえ、市民主体の地域づくりを支援するため、多様な担い手の確保や多様な主体の連携・協働の促進、相談・コーディネート機能など、まちづくり活動の支援に取り組み、適切な役割分担のもとまちづくりを進めていきます。</p>
--	--	--	---

			<p>複雑化・多様化する地域課題や市民ニーズに行政だけで対応することが困難となる中、地域コミュニティの重要性が再認識されており、市民主体の地域づくりが重要となっています。(以上引用) 複雑化・多様化する地域課題や市民ニーズに行政だけで対応することが困難となっているとはいえ、その対応を市民に丸投げするのは無理です。提言ですが、市民主体ではなく、「市民と行政との「協働」による地域づくりとしていただきたい。</p>	
4	参考	29	<p>市の主な課題は P20～P24 に簡潔にまとめられています。ここに書かれている 10 項目をすべて解決できれば、河内長野市は素晴らしいまちになることでしょう。人口も 10 万人は間違いなく維持できると思います。しかし残念ながら 5 年前から (あるいはもっと前から) 課題は解決されず、その結果として人口減少、少子・高齢化が止まっています。この流れを変えるためにキーとなり、逆に今課題解決のネックになっているのが「担い手」です。10 項目の課題の中で、担い手に関わる項目は、⑧学びを通じた人づくり、⑧市民主体の地域づくり、⑨協働によるまちづくりの 3 つです。あるいは 29 ページの「2. 活動人口 (1) 活動の場や機会の創出、活動参加の促進への支援」です。つまり「人づくり」です。「選択と集中」はこの点に置くべきだと考えます。ここに政策を集中し確実に実施できれば、あるいは実施する過程で流れが変</p>	<p>地域活動の担い手である「人材」の確保に向けて、まちづくりへの関心をいかに高めていくのが課題となっています。活動人口の増加に向けては、多様な主体との協働や市民主体のまちづくりへの支援を進め、地域活動の場の確保や機会の創出、地域活動への参加の促進などの支援を進めていきます。</p> <p>ご意見いただきました、くろまる塾のカリキュラム編成や担い手づくりへの人材と資金の投入については、本市の課題への対応等を勘案し、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

わることでしょう。

人づくり、特に市民がまちづくり活動の担い手になるのに、問題なのが「市民のまちづくりに対する関心の低さ」です。どのようにしてまちづくりにする関心を高めるか、ですが、そのポイントは個々の市民の身近なところ、つまり自治会活動や小学校区まちづくり協議会の活動を通じて関心を高めるのが現実的です。

では、自治会活動、まちづくり協議会活動に高い関心をもつ「担い手」をどう育てるか？その方法は、市の職員が自治会、まちづくり協議会の一員と同じ立場で、団体の役員と共に、地域の課題を解決するという活動に参加し、この活動を通じて「担い手」を育てることです。

そこで、提言です。29 ページの「2. 活動人口」の部分を「(1) 市と市民の協働による協働による活動の場の創出、活動参加の促進」と「支援」を「協働」に変えることを提言します。そしてその言葉通りに取り組んでいただきたい。また、例えばくろまる塾のカリキュラム編成にも市民と市の職員の協働によって、まちづくりの担い手育成に資する（「自治会の運営」など）カリキュラム編成をしていただきたい。つまり「まちづくりの担い手作り」を「集中」すべき政策として「選択」し、人材と資金（それほど多額は不要）を投入することを強く要望します。

5	参考	112	<p>意見・提言 No.4 に続き、(P111) 施策 No.37 効率的・効果的な行政運営の推進（「選択と集中」による行政運営の推進）</p> <p>人口減少・少子高齢化が進み、市の財政状況もますます厳しくなる中で、如何にこの状況を脱却するかが最大の課題で、この課題を解決するために、主な課題の⑧「市民主体のまちづくり」（P23 市民と行政との協働）体制を構築することが、持続可能なまちづくりのためにも最も重要であることはすでに述べました。SDGs の観点からも、Goal-17「パートナーシップで目標を達成しよう」です。そのために、まちづくりの担い手の育成に「選択と集中」すべきでことも述べました。</p> <p>そこで担い手作りのターゲットとなるのは「元気な高齢者」です。現役を引退しても気力・体力にも時間にも余裕があり、現役時代に獲得した様々な知識や技術を持っています。この元気な高齢者にまちづくり（公益活動）への関心と興味を持ってもらい、主体的にまちづくり（地域まちづくり協議会や自治会の活動）に参加できるように取り組むべきです。</p> <p>単に何らかの優遇制度を作るだけでなく、人材育成（育成される側は学び）のプロセスそのものが好奇心を掻き立て、重要なことに取り組んでいることを実感できるように工夫すべきでしょう。そのための理論と実践を兼ね</p>	<p>今後のまちづくりを進めていくためには、市民をはじめとした多様な主体との協働が重要であり、ご意見いただきました高齢者がまちづくり活動へ参画いただくことは重要であると考えています。</p> <p>施策 No.37「効果的・効率的な行政運営の推進」については、市における取り組みの方向性を定めているものであり、多様な主体との協働については、施策 No.36「協働の推進と地域コミュニティの活性化」「◇施策の展開」「No.3 協働の促進」に「・市民、市民公益活動団体、大学、事業者など、多様な担い手との協働の促進」を定めていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
---	----	-----	--	--

			<p>備えた指導者を招聘し、時間と労力をかけて取り組むべきでしょう。少子高齢化の高齢化を受け身で考えるのではなく、逆に高齢化を前進のための推進力にすることにもなります。高齢者福祉、地域福祉にも効果的です。</p> <p>そこで提言ですが、計画書の（112 ページ）、この施策の◇施策の展開の表で、「No1 効率的な行政運営の確立」の中の「民間活力の活用や行政サービスの向上」を「民間活力、特に元気な高齢者のまちづくりへの参加推進」とすること。また、111 ページの〈今後の課題や取り組みの方向〉にもこの文言を加えること。そして何度もお願いして恐縮ですが、このことを「選択と集中」の第 1 位に置いて取り組んでいただきたい。</p> <p>私自身も、もうしばらくは元気な高齢者の一人で、微力ですが参加しております。</p>	
6	包含	116	<p>5. 地域別計画の進め方 (P116) について<以下引用></p> <p>地域別計画に描いた地域の将来像実現に向けては、自治会や町会をはじめ、各種団体、NPO、事業者など多様主体によるネットワーク化を図り、地域ぐるみで取り組みを進めていくことが必要となっています。市では、このような地域ぐるみでまちづくりを行う仕組みとして、地域のネットワーク組織である「地域まちづくり協議会」を推進しています。今後、地域別計画の実現に向</p>	<p>地域別計画の進め方については、計画に記載しているとおり、それぞれの地域の実情を踏まえ、地域のネットワーク組織である「地域まちづくり協議会」を推進しつつ、今後の地域別計画の実現に向けて、地域の主体性を尊重しながら、まちづくり活動を支援していくこととしています。</p> <p>地域のまちづくりについては、引き続き、市民主体の取り組みを支援してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

け、市と地域が連携・調整を図り、地域ぐるみの取り組みを進めるとともに、地域の主体性を尊重しながら、地域のまちづくり活動を支援していきます。〈以上引用〉

〈ここから意見・提言〉

ここでは地域別計画の担い手は誰かということが明確になっていません。これを明確に「まちづくり協議会（以下まち協）が担い手」である（あるいは、であることが望ましい）とすべきです。同時にまち協を市と地域住民（まち協の構成員）との協働で運営することとすべきです。理由は、最初から地域住民に任せて、市は後方から支援するだけだと地域住民は動けない場合が多いからです。

そこで、このフレーズの4行目の「今後、」以下を次のように修正することを提言します。「まちづくり協議会がすでに存在する地域では、今後、まちづくり協議会の運営を通じて、地域域別計画の実現に向け、市と地域が互いの主体性を尊重しながら連携・調整を図り、協働して地域ぐるみの課題解決や地域のまちづくり活動を進めていきます。また、まちづくり協議会のない地域では、その地域に合わせて、地域別計画の担い手を探ると同時に、まちづくり協議会の設置を推進します。」とすればいいと考えます

実際の具体的な個別の取り組みでは、地域だけで取り

			<p>組み、市が直接係わる必要がないものもあれば、地域と市が協働で進めるべき事業もあると思いますが、そのあたりの調整も含めて市が積極的に関わるべきです。現在は、他人事のような係わり方です。地域別計画の「取り組み・活動」について、市の職員に質問すると「市としてやってほしいということではありません」というだけの返事が返ってくるようでは、計画を推進する意思を感じられません。返事として、「しかし、これは皆さんが決めたことなので、市と一緒に取り組みましょう。」と続けていただきたいです。</p> <p>そのためにも文章表現の変更をお願いします。</p>	
7	変更	26	<p>P26 SDGs の視点について</p> <p>後期基本計画に SDGs の視点を取り入れることは大賛成で、高く評価します。</p> <p>しかし、26 ページには 17 の目標がタイル状に並べられたロゴが掲載されていますが、17 の目標の一つ一つの文字が読めません。計画書のどこかに、1 ページを使ってタイルを拡大したものを掲載するか一覧表が欲しいです。たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> 1－貧困をなくそう 2－飢餓をゼロに・・・ <p>また、38 の分野別施策ごとに関連する SDGs の目標が記載されていることも高く評価できます。しかしこれも</p>	<p>「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現する国際社会の目標達成に寄与するため、SDGs の 17 の目標と第 5 次総合計画に定める 38 の施策とを関連付けています。</p> <p>ご指摘いただきました 17 の目標に関する説明については、目標の内容を確認できるように計画に説明を追加することとします。</p> <p>なお、SDGs の目標については、特に関連のあるものを施策に関連付けており、目標によっては関連付けしている施策が少ないものもありますが、後期計画では 17 の目標全てに施策を関連付けしており、第 5 次総合計画を推進することが SDGs の推進につながっているものと考えています。</p>

			<p>読み取ることはできませんが、どこかに 17 の目標が大きな字で書かれていれば、分野別施策が SDG s のどの目標に当たるかがすぐにわかります。</p> <p>すべての分野別政策と SDG s 目標を縦軸と横軸に並べてみました。最も少ないのが「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」で、「施策 NO.23 循環型社会の構築」に 1 つあるだけです。「4 海の豊かさを守ろう」が 2 つ、「6 安全な水とトイレを」と「12 つくる責任つかう責任」が 3 つとなっています。少ない SDG s の目標は、一応チェックしてみる必要があると思います。</p> <p>それから、SDG s の 17 番目の目標「パートナーシップで目標を達成しよう」のパートナーシップは「協働」とほぼ同じ意味です。後期基本計画では多くの施策で「協働」について触れられています。少なくとも「協働」という言葉が使われている施策には、SDG s の 17 番目の目標「パートナーシップで目標を達成しよう」を追加することを提言します。</p>	
8	包含	147,156	<p>「まち・ひと・仕事創生総合戦略」の「後期基本計画」との関係</p> <p>これについては、147 ページに</p> <p>「本総合戦略は、令和 3（2021）年度を始期とする後基本計画との整合を図りつつ、長期的な視点に立って、人口減少克服・地方創生の目的を達成するための具体的</p>	<p>まちづくり全般の基本的な指針である後期計画と、人口減少対策に特化した取組方針である第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第 2 期総合戦略」という。）は、密接に関連していることから、一体的に進めることにより一貫性のある行政運営を行い、より効果的な施策展開を図ることで魅力あるまちづくりにつなげることとしており、P28～P29</p>

			<p>な目標、施策を位置づけるものです。後期基本計画や各分野の個別計画において、本市の様々な分野にわたる総合的な振興・発展をめざすなかで、本総合戦略の目的を達成する観点から、戦略的、一体的に施策を推進するものとします。」となっています。</p> <p>第3章（156ページ）からの「具体的施策の展開」では、基本目標1に3つの施策、以下4つの基本目標と15の施策が掲げられています。15の施策のそれぞれは、「後期基本計画」の38の施策に含まれているようです。したがって総合戦略と後期基本計画とは自然に「一体的に」なると思われます。しかも計画期間も同じです。</p> <p>そこで提言ですが、総合戦略の15の施策ごとに後期基本計画の38の施策を結び付けていただきたい。そうすることで、片方の基本計画の施策を実施すれば総合戦略も同時に実施できることとなります。もし、総合戦略の中に、基本計画にない施策がないがあれば、その部分だけを抜き出しておき、ここを総合戦略のPDCAサイクル（162ページ）として進捗管理をすればよいでしょう。</p>	<p>において、第5次総合計画の各施策と第2期総合戦略に定める基本目標を結び付けて、関連を明確にしています。</p> <p>また、第2期総合戦略に定める各取り組みについては、第5次総合計画にも定めていることから、従来より、第5次総合計画の評価をもって、総合戦略の評価としているところです。</p>
9	その他	37	<p>「※分野別計画の見方」（37ページ）「10年後のめざす姿」について</p> <p>第5次総合計画の計画期間は、平成28年年度から令和7年（平成37年）度までの10年間です。平成28年度に始まった前期基本計画のめざす姿として、平成37年度を</p>	<p>今回、策定する後期計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間としていますが、第5次総合計画の分野別計画を含む基本計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画期間となりますので、10年後のめざす姿と記載しています。</p>

			<p>「10年後」と書かれています。</p> <p>しかし後期基本計画は、スタートが令和3年度なので、令和7年度は「5年後」です。ここは「10年後のめざす姿」ではなく、「5年後のめざす姿」とすべきです。またこの計画書の作成日付は「令和3年3月」となるでしょうから、令和7年度の「10年後」は不自然です。</p> <p>このことは37ページ（※分野別計画の見方）だけでなく、分野別施策の施策 No.1 (P39)～施策 No.38 (P113) のすべての施策について同様です。</p>	
10	変更	9	<p>9ページの「グラフ」と「表」の数字について 意見・提言ではありませんが、</p> <p>○高齢化率について</p> <p>上の棒グラフで、H27年度の高齢化率は $14.0\%+17.2\%=31.2\%$</p> <p>下の折れ線グラフ・表では H27年度の高齢化率は 26.0%になっていて、食い違ってしています。</p> <p>R1年度についても、少し食い違ってしています。</p> <p>○年少人口比率について</p> <p>上の棒グラフ、H27年度の数（11.0%）と下の折れ線 グラフ・表の数（11.5%）は食い違ってしています。</p> <p>R1年度についても、少し食い違ってしています。</p>	<p>ご指摘いただきました「図1」と「図2」の数値の相違について、「図2」の平成27年度の数値が誤っていたので、修正します。</p> <p>なお、「図1」と「図2」の令和元年度における数値の相違は、時点が異なることによるものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
11	参考	39	<p>施策 No.1 危機管理・防災対策の推進について（39ページ）</p>	<p>地域防災力の向上に向けて、自主防災組織の組織化や充実強化が重要であると考えており、施策 No.1「危機管理・防災</p>

		<p><今後の課題や取り組みの方向></p> <p>今、この施策の中で最も優先度が高いのは「自主防災組織の組織率の向上」と「自主防災組織の育成・強化」であると考えます。これには、その組織を運営する人材の育成も含まれます。そして強化された自主防災組織の下では、自助・共助や避難行動要支援者の把握と支援など、地域の防災については、自主防災組織にかなりの程度任せられるでしょう。これを優先することを明確に記述することを提言します。</p> <p>自主防災組織の令和2年度末の目標達成率は80%ですが、令和1年度の目標達成率が68.9%であることから推測すると、恐らく令和2年度の目標を達成することは難しいと思われます。しかし今後、自主防災組織率を令和7年度の当初の目標通り100%となるようにし、さらに各自主防災組織が育成・強化されれば、担当課の負担もかなり軽減されるのではないかと思います。</p> <p>後期基本計画の地域別計画には、ほとんどの地域で防災についての取り組みが含まれています。地域別計画の実行を担うのは「まちづくり協議会」でもあるので、自主防災組織ができていない地域では、まちづくり協議会と協働すれば、その地域の自主防災組織の組織率向上が図れるものと思います。また既存の自主防災組織の強化・育成もより容易になると思われます。そして市全体</p>	<p>対策の推進」において、「◇住みよさ指標」に自主防災組織率を設定するとともに、「◇施策の展開」「2 防災組織の強化」「・自主防災組織の育成及び充実・強化」を定めています。</p> <p>今後においても、いただきましたご提言も踏まえて、地域防災力の向上に努め、市民の安全・安心のため、取り組みを進めていきます。</p>
--	--	--	--

		<p>として市の防災協がバックアップするようにすればなお効果的です。</p> <p>たとえば小山田小学校区まちづくり会では「防災部」があるので、今後市と協働できると思います。またまちづくり会の防災部が市の防災協の小山田支部となるのも一案です（実質的にはそうなっているようです）。</p>	
--	--	---	--

問い合わせ先：河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 総合政策部政策企画課

0721-53-1111